吸収合併に係る事後開示書面

（会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面）

2024 年 7 月 1 日

株式会社ユーグレナ

2024年7月1日

吸収合併に係る事後開示事項

東京都港区芝五丁目29番11号
株式会社ユーグレナ
代表取締役　出雲充

当社は、2024年4月8日付で株式会社LIGUNA（以下「LIGUNA」といいます。）との間で締結した合併契約（以下「本合併契約」といいます。）に基づき、2024年7月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、LIGUNAを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を実施いたしました。

会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に規定する事項を記載し、本店に備え置きます。

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2024年7月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、並びに第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

（1） 反対株主の差止請求手続について（会社法第784条の2）

吸収合併消滅会社であるLIGUNAは、当社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求手続は行っておりません。

（2） 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第785条）

吸収合併消滅会社であるLIGUNAは、当社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求手続は行っておりません。

（3） 新株予約権買取請求手続について（会社法第787条）

LIGUNAは新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

（4） 債権者異議手続について（会社法第789条）

LIGUNAは、会社法第789条第2項及び第3項の規定により、2024年4月23日付の日刊工業新聞及び2024年5月28日付の官報公告において、債権者に対し、本合併に対する異議申述の公告を行いましたが、異議申述期限までに債権者からの異議の申出はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

（1） 反対株主の差止請求手続について（会社法第 796 条の 2）

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、反対株主の差止請求手続は行っておりません。

（2） 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 797 条）

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、反対株主の株式買取請求手続は行っておりません。

（3） 債権者異議手続について（会社法第 799 条）

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2024 年 5 月 28 日付の官報公告及び電子公告において、債権者に対し、本合併に対する異議申述の公告を行いましたが、異議申述期限までに債権者からの異議の申出はありませんでした。

4. 本合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本合併の効力発生日をもって、合併契約に基づき、LIGUNA の資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（吸収合併契約の内容を除く。）（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別添のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記（吸収合併による変更の登記）をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2024 年 7 月 1 日（予定）

7. 前各項に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

当社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、本合併契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本合併を行いました。

なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本合併に反対する旨を通知した当社の株主はいませんでした。

以上

別添

吸　収　合　併　に　か　か　る
事　前　開　示　書　面

株式会社ＬＩＧＵＮＡ

2024年4月23日

吸収合併にかかる事前開示書面

2024年4月23日

株式会社ＬＩＧＵＮＡ
東京都小金井市梶野町五丁目8番26号
代表取締役　　福本　拓元

当社は、2024年4月8日付で当社と株式会社ユーグレナ（以下「EUG」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2024年7月1日を効力発生日として、EUGを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うこととしました。

本合併に関する事項は、以下のとおりです。

１．吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項第1号）

2024年4月8日付で当社とEUGとの間で締結した吸収合併契約書は、別紙1のとおりです。

２．合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）

EUGは当社の完全親会社であることから、EUGは本合併に際して株式その他の資産の割当ては行わず、また、本合併によりEUGの資金および準備金は増加しません。

３．合併対価について参考となるべき事項(会社法施行規則第182条第1項第2号､同条第4項)

会社法施行規則第182条4項柱書に基づき、全ての記載を省略いたします。

４．吸収合併にかかる新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号）

該当事項はありません。

５．計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号、同条第6項）

（１）吸収合併存続会社に関する事項

（ア）最終事業年度に係る計算書類等の内容

EUGの最終事業年度に係る計算書類等は別紙2のとおりです。

（イ）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等

該当事項はありません。

（ウ）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

EUG は、2024 年 3 月 13 日付の取締役会において、EUG の連結子会社である株式会社はこ（以下「はこ社」といいます。）に関して、EUG が保有する同社の全株式をはこ社の代表取締役である亀谷誠一郎氏に譲渡すること（以下「本株式譲渡」といいます。）を決議いたしました。

EUG は、はこ社の買収時にのれんおよび顧客関連資産を計上しておりましたが、本株式譲渡の実行に伴い、2024 年 12 月期第 1 四半期連結会計期間において、のれんおよび顧客関連資産の減損損失として最大 809 百万円の特別損失を計上する予定です。また、顧客関連資産の減損処理に伴い、繰延税金負債を取り崩し、最大 154 百万円の法人税等調整額（益）を計上する予定です。本株式譲渡に伴い 2024 年 12 月期第 1 四半期連結会計期間において計上する純損失額は、のれんおよび顧客関連資産の減損損失から繰延税金負債取り崩しによる法人税等調整額を差し引いた最大 655 百万円となる予定です。

なお、EUG は、はこ社の 2024 年 12 月期通期業績を、売上高 27 億円程度、調整後 EBITDA85 百万円程度と見込んでおり、現時点では 2024 年 12 月期の連結業績予想の修正は予定しておりません。

（２）吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号、同条第 6 項第 2 号）

該当事項はありません。

６．吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

本合併の効力発生日後の EUG の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併の効力発生日以後の EUG の収益状況およびキャッシュフローの状況について、EUG の債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在のところ予測されておりません。したがって、本合併の効力発生日後における EUG の債務については、履行の見込みがあるものと判断いたします。

７．本書面の備置開始日後本合併が効力を生ずる日までの間に前各項に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 6 号）

該当事項はありません。

別紙１

吸　収　合　併　契　約

株式会社ユーグレナ（以下「EUG」という。）および株式会社ＬＩＧＵＮＡ（以下「LIGUNA」という。）は、2024年４月８日付で、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（本合併の効力発生日）

EUGおよびLIGUNAは、EUGを吸収合併存続会社、LIGUNAを吸収合併消滅会社として、効力発生日を2024年７月１日（以下「効力発生日」という。）とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行うことに合意する。

第２条（本合併を行う会社の商号及び住所）

本合併にかかる吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社の商号及び住所は、以下のとおりとする。

	商号	住所
吸収合併存続会社	株式会社ユーグレナ	東京都港区芝五丁目２９番１１号
吸収合併消滅会社	株式会社ＬＩＧＵＮＡ	東京都小金井市梶野町五丁目８番２６号

第３条（本合併の対価）

EUGは、本合併にあたり、LIGUNAの株主に対して、その有する株式に代わる金銭等を交付しない。

第４条（効力発生日の変更）

EUGおよびLIGUNAは、合併手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、協議の上合意により効力発生日を変更することができる。

（以下余白）

以上、本契約締結の証として本書２通を作成し、EUG および LIGUNA がそれぞれ記名押印の上、各１通を保有する。ただし、EUG および LIGUNA が合意した場合、本契約を書面によらず電磁的方法により締結することとし、その証として、EUG および LIGUNA との間で署名捺印に代わる電磁的処理を施した電磁的記録を作成の上、各自保管する。

2024年4月8日

EUG：　　株式会社ユーグレナ
東京都港区芝五丁目29番11号
代表取締役　　出雲　充

2024年4月8日

LIGUNA：　株式会社ＬＩＧＵＮＡ
東京都小金井市梶野町五丁目８番26号
代表取締役　　福本　拓元

別紙２

連結計算書類
計算書類

第19期

自　2023年 1月 1日
至　2023年12月31日

株式会社ユーグレナ

連結計算書類

連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	第19期 2023年12月31日現在
資産の部	
流動資産	**24,431**
現金及び預金	15,791
受取手形及び売掛金	3,817
商品及び製品	2,129
仕掛品	430
原材料及び貯蔵品	1,124
その他	1,217
貸倒引当金	△81
固定資産	**35,187**
有形固定資産	**5,506**
建物及び構築物	6,319
機械装置及び運搬具	3,446
工具、器具及び備品	836
土地	2,062
リース資産	101
建設仮勘定	6
減価償却累計額	△7,266
無形固定資産	**27,764**
のれん	11,639
顧客関連資産	14,796
その他	1,328
投資その他の資産	**1,917**
投資有価証券	836
差入保証金	350
繰延税金資産	750
その他	127
貸倒引当金	△148
資産合計	**59,619**

科目	第19期 2023年12月31日現在
負債の部	
流動負債	**12,271**
支払手形及び買掛金	1,396
短期借入金	3,293
未払金	4,009
契約負債	1,406
リース債務	6
未払法人税等	724
資産除去債務	195
賞与引当金	386
その他	852
固定負債	**27,133**
転換社債型新株予約権付社債	4,800
長期借入金	16,971
役員退職慰労引当金	4
退職給付に係る負債	412
資産除去債務	74
リース債務	1
繰延税金負債	4,857
その他	10
負債合計	**39,404**
純資産の部	
株主資本	**20,070**
資本金	**15,867**
資本剰余金	**15,198**
利益剰余金	**△10,961**
自己株式	**△34**
その他の包括利益累計額	**142**
その他有価証券評価差額金	**138**
繰延ヘッジ損益	**1**
為替換算調整勘定	**1**
退職給付に係る調整累計額	**1**
新株予約権	**1**
純資産合計	**20,214**
負債・純資産合計	**59,619**

(注)金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	第19期 2023年１月１日から 2023年12月31日まで	
売上高		46,482
売上原価		14,707
売上総利益		31,774
販売費及び一般管理費		33,239
営業損失		1,464
営業外収益		
受取利息	2	
助成金収入	473	
為替差益	41	
受取手数料	27	
持分法による投資利益	3	
その他	130	680
営業外費用		
社債利息	1	
支払利息	476	
株式交付費	37	
その他	120	635
経常損失		1,419
特別利益		
新株予約権戻入益	1	
固定資産売却益	34	35
特別損失		
固定資産売却損	2	
減損損失	117	
投資有価証券評価損	17	
関係会社清算損	7	
実証プラント稼働終了に伴う損失	581	727
税金等調整前当期純損失		2,110
法人税、住民税及び事業税	1,055	
法人税等調整額	△509	546
当期純損失		2,657
非支配株主に帰属する当期純損失		4
親会社株主に帰属する当期純損失		2,652

(注)金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

第19期（2023年１月１日から2023年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	13,985	13,316	△8,309	△34	18,957
当連結会計年度変動額					
新株の発行	1,882	1,882			3,765
親会社株主に帰属する当期純損失			△2,652		△2,652
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					－
当連結会計年度変動額合計	1,882	1,882	△2,652	△0	1,112
当連結会計年度末残高	15,867	15,198	△10,961	△34	20,070

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	0	－	△39	5	△34	427	2	19,353
当連結会計年度変動額								
新株の発行								3,765
親会社株主に帰属する当期純損失								△2,652
自己株式の取得								△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	137	1	41	△3	177	△426	△2	△251
当連結会計年度変動額合計	137	1	41	△3	177	△426	△2	860
当連結会計年度末残高	138	1	1	1	142	1	－	20,214

(注)金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数	16社
主要な連結子会社の名称	八重山殖産株式会社、株式会社エポラ、キューサイ株式会社

② 非連結子会社の状況

主要な非連結子会社の名称	中和アグリ株式会社、有限会社クリエ・ジャパン、有限会社岩倉、株式会社フレンバシー
連結の範囲から除外した理由	非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金等（持分に見合う額）は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。 なお、株式会社ILLUMINATEについては、清算手続きが完了したため、非連結子会社の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況	
持分法適用の関連会社数	３社
会社の名称	株式会社Eu&L、合同会社リアルテックジャパン、Glocalink Singapore Pte.Ltd.

(3) 連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する注記

① 連結の範囲の変更

株式会社Q-Partnersは、2023年12月26日付で、同社、キューサイ株式会社とその子会社2社を対象とした組織再編を行うため、株式移転を通じて新会社（新）株式会社Q-Partnersを設立しました。詳細は招集ご通知事業報告④重要な企業再編等の状況をご参照ください。

② 持分法の適用の範囲の変更

株式会社Eu&Lは、2023年４月３日にリアルテックホールディングス株式会社から商号変更しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりです。

会社名	決算日
Grameen euglena Ltd.	６月30日　（注）

（注）連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

・商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品	主として先入先出法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

有価証券

・その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）	藻類生産設備に係る有形固定資産については定額法を、その他の有形固定資産については主として定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物　２～50年 機械装置及び運搬具　２～15年 工具、器具及び備品　２～20年
ロ．無形固定資産（リース資産を除く）	定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。また、顧客関連資産については、その効果の及ぶ期間（10～14年）に基づく定額法を採用しております。

ハ．リース資産	所有権移転ファイナンス・リースに係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。 所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
ロ．賞与引当金	従業員の賞与の支給に備えるため、翌連結会計年度賞与支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する部分の金額を計上しております。

④　ヘッジ会計の処理

イ．ヘッジ会計の方針	繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしているため、振当処理を採用しております。
ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段：為替予約 ヘッジ対象：外貨建金銭債権及び外貨建予定取引
ハ．ヘッジ方針	外貨建営業取引及び外貨建予定取引に係る為替変動リスクを回避する目的で為替予約を利用しております。
ニ．ヘッジの有効性	為替予約は、為替相場の変動を完全に相殺することが可能になると想定され、ヘッジの有効性については明白であるため、ヘッジ有効性の評価を省略しております。

⑤　重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に食品及び化粧品の製造販売、バイオ燃料の製造販売を行っており、顧客との契約に基づいて製品等を引き渡す履行義務を負っております。

顧客へ支払う対価にあたる販売促進費、販売手数料の一部は、売上高から控除しております。また、個人顧客に対し、商品等の購入に応じてポイントを付与するポイントプログラムを導入しております。顧客に付与されたポイントは、製品等の購入時の支払への充当が可能であり、顧客との契約において付与したポイントのうち、当該ポイントが重要な権利を顧客に提供する場合、将来顧客が行使することが見込まれるポイントを履行義務として、連結貸借対照表上の契約負債に計上しております。取引価格は、これらのポイントに係る履行義務とポイントの付与対象となる商品等に係る履行義務に対して独立販売価格の比率に基づいて配分しております。ポイントの履行義務に配分され、契約負債に計上された取引価格は、ポイントの利用に従い収益を認識しております。

当該製品等の販売については製品等が引き渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されることから、製品等が顧客へ引き渡された時点で収益を認識しております。

ただし、製品等の国内販売においては、出荷時から当該製品等の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

なお、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は通常１年以内であるため、重要な金融要素は含んでおりません。

⑥　のれんの償却方法及び償却期間

10～20年間の定額法により償却しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①　退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、退職給付に係る負債を計上しております。また、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度から費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識過去勤務債務と未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

②　グループ通算制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年８月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

２．重要な会計上の見積りに関する注記

(1)　のれん及び無形固定資産の評価

①　当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	11,639百万円
顧客関連資産	14,796百万円
無形固定資産（その他）	788百万円

②　その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、買収時の超過収益力を対象会社ののれん及び顧客関連資産等として認識しており、対象会社ごとに資産のグルーピングを行っております。対象会社ごとに買収時に見込んだ事業計画に基づく営業利益及び営業キャッシュ・フローの達成状況等を検討し、減損の兆候を把握しております。減損の兆候がある場合には、減損損失の認識の要否を判定しております。

対象会社の将来の事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失を認識すべきであると判定された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該帳簿価額の減少額は減損損失として計上しております。

なお、株式会社Q-Partnersを通じて2021年６月30日をみなし取得日として連結子会社化した、キューサイ株式会社及びその子会社に対するのれん及び顧客関連資産等の無形固定資産（帳簿価額24,434百万円）については、配分された金額が相対的に多額であるため、減損の兆候を識別し、減損の認識を検討した結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が、のれんを含む固定資産の帳簿価額を上回るため、減損損失を認識しないと判断いたしました。

割引前将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画は、主として市場の成長率、顧客の継続率及び広告宣伝効果見込等の重要な仮定に基づいて策定しており、市場環境の変化による影響を受ける可能性があります。

(2)　固定資産の減損

①　当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	5,506百万円
無形固定資産（その他）	540百万円
減損損失	117百万円

②　その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、主として事業単位を基準として資産のグルーピングを行っており、収益性が著しく低下した資産グループについて、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しています。

なお、当連結会計年度に計上した減損損失については、連結計算書類「４．連結損益計算書に関する注記」に記載しております。

収益性の低下の評価に用いる割引前将来キャッシュ・フローは、事業計画に基づき見積もっております。基礎となる事業計画は、主として既存顧客及び新規顧客からの受注見込み額並びに既存顧客の継続率等の重要な仮定に基づいて策定しており、市場環境の変化による影響を受ける可能性があります。

３．連結貸借対照表に関する注記

担保に供している資産及び担保に係る債務

①　担保に供している資産

現金及び預金	1,151百万円
売掛金	1,925百万円
土地	1,089百万円
建物	1,341百万円
商品及び製品	940百万円
その他	449百万円

（注）上記のほか、連結処理により相殺消去されている関係会社株式等38,700百万円を担保に供しております。

②　担保に係る債務

短期借入金	1,506百万円
長期借入金	14,747百万円

③　減価償却累計額は、減損損失累計額を含めて表記しております。

④　当座貸越契約及びコミットメント契約

当社及び連結子会社の株式会社Q-Partnersは、運転資金の効率的な調達を行うため金融機関２社と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越極度額及びコミットメントの総額	4,800百万円
借入実行残高	400百万円
差引額	4,400百万円

４．連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは、以下の資産のグループについて減損損失を計上いたしました。

地域	主な用途	種類	減損損失 （百万円）
東京都他	事業用資産	建物及び構築物	56
		工具、器具及び備品	14
東京都	事業用資産	ソフトウェア	21
三重県他	事業用資産	機械装置及び運搬具	25

当社グループは、事業単位を基準として資産のグルーピングを行っております。

当社の事業用資産の一部については、当初予定していた収益が見込めなくなったことにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を特別損失として計上しております。なお、回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスであるためゼロ円とし、具体的な割引率の算定は行っておりません。

５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	113,105,455株	4,045,207株	―株	117,150,662株

（注）発行済株式の総数の増加理由は下記のとおりです。

第三者割当増資に伴う新株発行による増加	3,208,500株
新株予約権の行使に伴う新株発行による増加	464,000株
株式報酬に伴う新株発行による増加	372,707株

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権に関する事項

	第１回無担保転換社債型新株予約権付社債
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	6,051,437株
新株予約権の残高	48個

(4) 当連結会計年度の末日における株式引受権に係る当該会社の株式の数

該当事項はありません。

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業運営に必要な資金は短期的な預金を中心に運用するとともに、必要な資金は主に自己資金及び金融機関からの借入、転換社債型新株予約権付社債の発行で賄っております。

デリバティブ取引については、外貨建営業取引及び外貨建予定取引に係る為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。顧客の信用リスクに対しては、与信管理規程に従い、相手先の信用状況を確認した上で取引を行うこととし、取引開始後は、財務担当部門が回収状況をモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を確認するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

営業債務である買掛金及び未払金については、ほぼすべてが２ヵ月以内の支払期日であります。

借入金のうち変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

営業債務や借入金、転換社債型新株予約権付社債は、流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰りを確認するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引の契約先は、いずれも信用度の高い国内の金融機関であるため、相手先の契約不履行による信用リスクは極めて低いと認識しております。また、デリバティブ取引の実行及び管理は、社内規定に従い、財務担当部門が管理・運用を行っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時　価 （百万円）	差　額 （百万円）
(1) 投資有価証券	151	151	－
(2) 差入保証金	350	349	△1
資産計	502	500	△1
(3) 長期借入金	19,810	19,537	△272
(4) 転換社債型新株予約権付社債	4,800	4,752	△47
負債計	24,610	24,290	△320

（注）１．「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「リース債務」については、重要性が乏しいと認められるため、記載を省略しております。

２．以下の金融商品は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 （百万円）
非上場株式	311
関係会社株式	373

３．１年以内に返済予定の長期借入金は、連結貸借対照表上、短期借入金に含めて表示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	151	―	―	151
資産計	151	―	―	151

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	―	349	―	349
資産計	―	349	―	349
長期借入金	―	19,537	―	19,537
転換社債型新株予約権付社債	―	4,752	―	4,752
負債計	―	24,290	―	24,290

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、その将来キャッシュ・フローをリスク・フリーレートで割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及び転換社債型新株予約権付社債

これらの時価については、元利金の合計額を、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

７．収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

	報告セグメント			調整額（注）	合計
	ヘルスケア事業	バイオ燃料事業	その他事業		
売上高					
直販（注１）	33,151	―	―	―	33,151
流通（注２）	4,003	―	―	―	4,003
ＯＥＭ・原料・海外（注３，４，５）	1,425	―	―	―	1,425
その他（注６）	2,776	2,851	2,273	―	7,901
顧客との契約から生じる収益	41,356	2,851	2,273	―	46,482
外部顧客への売上高	41,356	2,851	2,273	―	46,482
セグメント間の内部売上高又は振替高	2	―	―	△2	―
計	41,359	2,851	2,273	△2	46,482

（注）１．直販は、自社グループの機能性食品や化粧品等を、インターネットや電話などで直接消費者に販売する形態です。

２．流通は、自社グループの機能性食品や化粧品等を、様々な小売店舗に直接または食品商社や美容商社等を通じて卸売りする形態です。

３．ＯＥＭは、取引先と共同で製品仕様を決定し、取引先からの注文に基づき当社グループにて製品製造を行い、取引先へ販売するビジネスモデルです。

４．原料は、主に伊藤忠商事株式会社を通じ、製薬会社、食品メーカー等にユーグレナ粉末等を提供するビジネスモデルで

す。

５．海外は、日本国外でのユーグレナ市場創出に向けて、東アジア中心に事業展開を進めております。

６．その他は、主に既製品、受託分析サービス、マーケティング支援サービス、遺伝解析サービス、バイオ燃料、肥料等の販売及び広告運用受託による収入であります。

(2)収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（5）会計方針に関する事項 ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3)当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等　（単位：百万円）

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	3,842	3,817
契約負債	1,487	1,406

②残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初の予想期間が１年以内の残存履行義務に関する情報は記載しておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　172円57銭

(2) １株当たり当期純損失　22円76銭

９．重要な後発事象に関する注記

（簡易株式交換による完全子会社化）

当社は、2024年１月10日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社サティス製薬（以下「サティス製薬」といいます）及び日本ビューテック株式会社（以下「日本ビューテック」といい、サティス製薬と総称して「サティス製薬グループ」といいます）を株式交換完全子会社とする簡易株式交換（以下「本株式交換」といいます）を実施することを決議し、2024年２月１日付で本株式交換を実施いたしました。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　　株式会社サティス製薬
事業の内容　　医薬品・医薬部外品・化粧品の製造、販売及び輸出入

被取得企業の名称　　日本ビューテック株式会社
事業の内容　　化粧品・医薬部外品・化粧品原料・医薬部外品原料の製造、販売及び輸出入

②企業結合を行った主な理由

サティス製薬グループは、「人と地球をもっと綺麗に、ずっと綺麗に」という当社と親和性の高いミッション、及び「１人でも多くの女性に正しい綺麗を」という理念を掲げ、さまざまな製品ニーズに応えることのできるハイレベルな製品開発力、そしてその製品開発力を支える素材研究や独自原料の開発までを自社で行う高い研究開発力を有し、D2C化粧品ブランドを展開する企業から高い評価を受けている化粧品開発製造（以下、Original Design Manufacturing を略称し「ODM」といいます）企業です。サティス製薬グループは、D2C化粧品の中でも特に高い成長性の見込めるスタートアップ・小規模企業のセグメントに特化しており、高い市場成長性を取り込んでいける独自のポジションを形成しています。なお、サティス製薬は化粧品の研究から、企画・開発、製造に至るまでODMに関連する全ての機能、日本ビューテックは製造及び充填包装に特化した機能をそれぞれ有しており、相互に連携・補完して両社一体でODM事業を営んでいます。

当社グループは現在、ヘルスケア事業において化粧品ブランドの企画・販売を行っておりますが、化粧品の生産工場を有していないことから基本的に自社で製造は行っておりません。一方で、化粧品マーケットにおいては顧客ニーズの多様化が進んでおり、当社ブランド以外の多様なブランドを通して人々のニーズに合致したヘルスケア商品を提供することの必要性が高まってきていることから、ODM機能を獲得し、ODM事業の拡大・展開を進めることの重要性を認識してきておりました。しかしながら、本格的なODM事業の展開には、工場建設の資金だけでなく、多大な時間を要することを課題と感じておりました。

本株式交換により、当社グループは化粧品ODM機能を持つこととなり、化粧品の企画から開発、製造、販売に至るまで、全バリューチェーンに係る機能を有することで、当社ブランド以外の多様なブランドを通じた化粧品の提供が可能となります。その上で、当社グループの強みである基礎研究力及び営業・マーケティング力と、サティス製薬グループの強みである化粧品に特化した研究開発力及び製品開発力を組みあわせることで、サティス製薬グループの得意としているスタートアップ・小規模企業の化粧品ブランド開発・成長支援をより強く推し進めることができると考えております。サティス製薬グループが当社グループに参画することで、上述の通り両グループの機能と強みを掛け合わせてシナジーを創出し、更なる成長を実現しながら、ヘルスケア事業に関連するサステナブルな未来を共に創り上げていけるとの判断から、本株式交換に至りました。

③企業結合日

2024年３月31日（みなし取得日）

④企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社、サティス製薬及び日本ビューテックを株式交換完全子会社とする株式交換

⑤結合後企業の名称

変更ありません。

⑥取得した議決権

サティス製薬　100％
日本ビューテック　100％

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が株式交換により議決権の100％を取得し、完全子会社化したことによるものです。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

①サティス製薬

現時点では確定しておりません。

②日本ビューテック

現時点では確定しておりません。

(3) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

①株式の種類別の交換比率

サティス製薬普通株式１株に対して、当社の普通株式6.735株、日本ビューテック普通株式１株に対して、当社の普通株式219.6株を割り当てております。

②株式交換比率の算定方法

当社は、株式交換比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、当社、サティス製薬及び日本ビューテックから独立した第三者機関である株式会社ユニヴィスコンサルティングに株式交換比率の算定を依頼しました。その算定結果を参考に、同社の財務状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し当社、サティス製薬及び日本ビューテックの間で株式交換比率について慎重に協議を重ねた結果、本株式交換における株式交換比率を決定いたしました。

③交付した株式数

本株式交換に際して、当社が交付する当社の普通株式は、17,518,125株です。なお、当社は本株式交換による株式の交換に際し、新たに普通株式を発行しました。

(4) 主要な取得関連費用の内容および金額

現時点では確定しておりません。

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①サティス製薬

現時点では確定しておりません。

②日本ビューテック

現時点では確定しておりません。

（投資有価証券売却益の計上）

当社は2024年１月24日、当社が保有する沖縄バスケットボール株式会社（本社：沖縄県沖縄市、代表取締役社長：白木享、以下「沖縄バスケットボール」といいます）の株式の全てを全保連株式会社（本社：沖縄県那覇市、代表取締役社長：迫幸治、以下「全保連」といいます）に譲渡すること（以下「本株式譲渡」といいます）を決議し、2024年１月24日付で全保連との間で株式譲渡契約を締結し、2024年１月31日付で譲渡いたしました。これにより、2024年12月期第１四半期連結会計期間に投資有価証券売却益（特別利益）を計上する見込みであります。

(1)投資有価証券売却の理由

当社は、2019年に沖縄バスケットボールに資本参画し、沖縄の地域振興へ向けた協業を進めてきました。全保連は、沖縄バスケットボールが運営するジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグB1リーグに属するクラブ「琉球ゴールデンキングス」のトップオフィシャルパートナーとして、長年にわたり琉球ゴールデンキングスの発展を支えてきました。全保連が沖縄バスケットボールの株主となることで、琉球ゴールデンキングスの更なる発展につながり、また、当社の資産効率の向上と財務体質の強化にも寄与すると判断し、全保連と協議の結果、当社が保有する沖縄バスケットボールの普通株式480株（当社持分比率18.93%）の全てを全保連に譲渡することにいたしました。当社は、本株式譲渡により得られた資金を、ヘルスケア事業やバイオ燃料事業の更なる成長に向けて戦略的に用いることで、企業価値の向上を目指してまいります。

(2)投資有価証券売却の内容

①売却株式：当社が保有する沖縄バスケットボール株式会社の普通株式480株（当社持分比率18.93%）の全て

②売却日：2024年１月31日

③投資有価証券売却益：326百万円

計 算 書 類

貸借対照表

（単位：百万円）

科目	第19期 2023年12月31日現在
資産の部	
流動資産	**12,673**
現金及び預金	9,713
売掛金	705
商品及び製品	478
原材料及び貯蔵品	728
前渡金	117
前払費用	70
短期貸付金	95
未収還付消費税	98
未収還付法人税等	0
その他	678
貸倒引当金	△12
固定資産	**19,230**
有形固定資産	**0**
建物	210
構築物	7
機械及び装置	135
車両運搬具	1
工具、器具及び備品	293
減価償却累計額	△647
無形固定資産	**118**
ソフトウエア	5
のれん	104
顧客関連資産	8
投資その他の資産	**19,112**
投資有価証券	270
関係会社株式	18,005
長期未収入金	333
長期貸付金	1,085
差入保証金	175
建設協力金	21
長期前払費用	29
貸倒引当金	△808
資産合計	**31,903**

科目	第19期 2023年12月31日現在
負債の部	
流動負債	**3,602**
買掛金	263
短期借入金	1,404
未払金	1,205
契約負債	109
未払費用	18
未払法人税等	101
賞与引当金	35
資産除去債務	195
預り金	80
その他	186
固定負債	**6,527**
転換社債型新株予約権付社債	4,800
長期借入金	1,678
資産除去債務	36
長期未払金	5
繰延税金負債	6
負債合計	**10,130**
純資産の部	
株主資本	**21,636**
資本金	**15,867**
資本剰余金	**15,198**
資本準備金	15,198
利益剰余金	**△9,396**
その他利益剰余金	△9,396
繰越利益剰余金	△9,396
自己株式	**△34**
評価・換算差額等	**136**
その他有価証券評価差額金	**134**
繰延ヘッジ損益	**1**
新株予約権	**1**
純資産合計	**21,773**
負債・純資産合計	**31,903**

(注)金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

（単位：百万円）

科目	第19期 2023年１月１日から 2023年12月31日まで	
売上高		**8,957**
売上原価		**4,793**
売上総利益		**4,164**
販売費及び一般管理費		7,440
営業損失		**3,275**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	658	
助成金収入	433	
受取手数料	31	
その他	72	1,196
営業外費用		
社債利息	1	
支払利息	17	
株式交付費	37	
貸倒引当金繰入	15	
その他	11	83
経常損失		**2,162**
特別利益		
新株予約権戻入益	1	
固定資産売却益	3	4
特別損失		
減損損失	117	
関係会社株式評価損	130	
投資有価証券評価損	1	
貸倒引当金繰入	15	
関係会社清算損	7	
実証プラント稼働終了に伴う損失	581	853
税引前当期純損失		**3,011**
法人税、住民税及び事業税	163	
法人税等調整額	△2	161
当期純損失		**3,173**

(注)金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

第19期（2023年１月１日から2023年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当事業年度期首残高	13,985	13,316	－	13,316	△6,222	△6,222	△34	21,044
当事業年度変動額								
新株の発行	1,882	1,882		1,882				3,765
当期純損失					△3,173	△3,173		△3,173
自己株式の取得							△0	△0
株主資本以外の項目の当事業年度変動額(純額)								－
当事業年度変動額合計	1,882	1,882	－	1,882	△3,173	△3,173	△0	591
当事業年度末残高	15,867	15,198	－	15,198	△9,396	△9,396	△34	21,636

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当事業年度期首残高	2	－	2	427	21,473
当事業年度変動額					
新株の発行					3,765
当期純損失					△3,173
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当事業年度変動額(純額)	132	1	134	△426	△292
当事業年度変動額合計	132	1	134	△426	299
当事業年度末残高	134	1	136	1	21,773

(注)金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

・関係会社株式　　移動平均法による原価法を採用しております。

・投資有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等　　移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

・商品及び製品、原材料及び貯蔵品　　先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　　定率法によっております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３～15年
構築物	４年
機械及び装置	３～５年
車両運搬具	２～４年
工具、器具及び備品	２～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）　　定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　　従業員の賞与の支給に備えるため、翌事業年度賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する部分の金額を計上しております。

(4) ヘッジ会計の処理

イ．ヘッジ会計の方針　　繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしているため、振当処理を採用しております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象　　ヘッジ手段：為替予約
ヘッジ対象：外貨建金銭債権及び外貨建予定取引

ハ．ヘッジ方針　　外貨建営業取引及び外貨建予定取引に係る為替変動リスクを回避する目的で為替予約を利用しております。

ニ．ヘッジの有効性　　為替予約は、為替相場の変動を完全に相殺することが可能になると想定され、ヘッジの有効性については明白であるため、ヘッジ有効性の評価を省略しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、主に食品及び化粧品の製造販売、バイオ燃料の製造販売を行っており、顧客との契約に基づいて製品等を引き渡す履行義務を負っております。

顧客へ支払う対価にあたる販売促進費、販売手数料の一部は、売上高から控除しております。また、個人顧客に対し、商品等の購入に応じてポイントを付与するポイントプログラムを導入しております。顧客に付与されたポイントは、製品等の購入時の支払への充当が可能であり、顧客との契約において付与したポイントのうち、当該ポイントが重要な権利を顧客に提供する場合、将来顧客が行使することが見込まれるポイントを履行義務として、貸借対照表上の契約負債に計上しております。取引価格は、これらのポイントに係る履行義務とポイントの付与対象となる商品等に係る履行義務に対して独立販売価格の比率に基づいて配分しております。ポイントの履行義務に配分され、契約負債に計上された取引価格は、ポイントの利用に従い収益を認識しております。

当該製品等の販売については製品等が引き渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されることから、製品等が顧客へ引き渡された時点で収益を認識しております。

ただし、製品等の国内販売においては、出荷時から当該製品等の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

なお、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は通常１年以内であるため、重要な金融要素は含んでおりません。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年８月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

２．重要な会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式　18,005百万円

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、関係会社株式について、実質価額が著しく低下した場合は、回復可能性を考慮した上で、減損処理を実施しております。

なお、2021年12月期において株式会社Q-Partnersの株式を取得したことにより、関係会社株式11,945百万円を計上しております。当該関係会社株式の評価にあたり、超過収益力を反映した実質価額と帳簿価額の比較による評価を行った結果、実質価額の著しい低下はないものと判断しております。

超過収益力の評価においては、対象会社の将来の事業計画を基礎として超過収益力を見積もっており、当該事業計画における重要な仮定の内容については、連結計算書類「２．重要な会計上の見積りに関する注記（1)のれん及び無形固定資産の評価」に記載のとおりであります。

３．貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	378百万円
長期金銭債権	1,440百万円
短期金銭債務	147百万円

(2) 保証債務

八重山殖産株式会社（金融機関からの借入）	28百万円

(3) 減価償却累計額は、減損損失累計額を含めて表記しております。

４．損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	1,017百万円
売上高	103百万円
仕入高	914百万円
営業取引以外の取引高	695百万円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産のグループについて減損損失を計上いたしました。

地域	主な用途	種類	減損損失（百万円）
東京都他	事業用資産	建物及び構築物	56
		工具、器具及び備品	14
東京都	事業用資産	ソフトウェア	21
三重県他	事業用資産	機械装置及び運搬具	25

当社は事業単位を基準として資産のグルーピングを行っております。

当社の事業用資産の一部については、当初予定していた収益が見込めなくなったことにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を特別損失として計上しております。なお、回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスであるためゼロ円とし、具体的な割引率の算定は行っておりません。

５．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	20,571株	34株	－株	20,605株

（注）自己株式の総数の増加は、端株の買取によるものであります。

６．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	251百万円
未払賞与	10百万円
未払退職給与	0百万円
減価償却超過額	1,076百万円
資産除去債務	70百万円
投資有価証券評価損	54百万円
関係会社株式評価損	566百万円
繰越欠損金	3,190百万円
棚卸資産評価損	63百万円
株式報酬費用	14百万円
株式給付引当金	29百万円
実証プラント稼働終了に伴う損失	177百万円
その他	60百万円
繰延税金資産小計	5,565百万円
評価性引当額	△5,565百万円
繰延税金資産合計	－百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	4百万円
顧客関連資産	2百万円
繰延税金負債合計	6百万円
繰延税金負債の純額	6百万円

７．収益認識に関する注記

連結注記表の「７．収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

８．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合（%）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	八重山殖産株式会社	（所有）100.0	当社の原料仕入先	原材料の購入	486	買掛金	0
				支払家賃	53	建設協力金	21
				受取利息	10	貸付金	615
子会社	株式会社ジーンクエスト	（所有）100.0	当社の商品仕入先（解析サービスの委託）	受取利息	5	貸付金	400
子会社	Grameen euglena Ltd.	（所有）50.0	当社の商品仕入先	商品の購入	0	長期未収入金	333

取引条件及び取引条件の決定方針

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．原材料・商品の購入・販売、業務委託契約の支出については、市場価格を勘案し協議の上決定しております。

３．貸付利率については、当社の調達金利を勘案して合理的に決定しております。

４．Grameen euglena Ltd.の商品代金の前渡は、当初、仕入代金に充当する予定でしたが、仕入が見込めなくなったため全額を長期未収入金に振替えております。

９．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	185円88銭
(2) １株当たり当期純損失	27円22銭

１０．重要な後発事象に関する注記

連結注記表の「９．重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

１１．連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。

附 属 明 細 書

第19期

自　　2023年 1月 1日
至　　2023年12月31日

株式会社ユーグレナ

(1)有形固定資産及び無形固定資産の明細

（単位：百万円）

区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引期末帳簿価額
有形固定資産	建物	430	71	291	210	(95) 210	(56) 71	0
	構築物	43	1	38	7	6	0	0
	機械及び装置	147	46	58	135	(48) 135	(25) 46	0
	車両運搬具	3	－	2	1	(0) 1	－	0
	工具、器具及び備品	349	22	78	293	(42) 293	(14) 22	0
	計	974	141	468	647	(186) 647	(96) 140	0
無形固定資産	特許権	12	－	－	12	(2) 12	－	－
	商標権	1	－	－	1	(0) 1	－	－
	ソフトウエア	461	24	23	462	(257) 457	(21) 5	5
	のれん	370	－	－	370	265	66	104
	顧客関連資産	127	－	－	127	119	11	8
	計	972	24	23	973	(260) 855	(21) 84	118

（注）1．減価償却累計額に減損損失累計額が含まれております。

2．建物の増加は、主として本社オフィス内装工事、機械及び装置の増加は、主として研究開発設備の購入であります。

(2)引当金の明細

（単位：百万円）

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的取崩	その他（注）1	
貸倒引当金	801	38	18	－	821
賞与引当金	32	35	32	－	35

(注)1．引当金の当期減少額（その他）は、洗替処理によるものであります。

(3)販売費及び一般管理費の明細

（単位：百万円）

科目	金額
荷造運賃	511
広告宣伝費	1,607
販売促進費	489
販売手数料	362
貸倒引当金繰入額	7
役員報酬	101
給料手当	1,378
賞与	18
支払手数料	319
減価償却費	39
研究開発費	1,191
その他	1,412
販売費及び一般管理費合計	7,440

(4)その他の重要な事項

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年 2月 14日

株 式 会 社 ユ ー グ レ ナ

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人ト ー マ ツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 早 稲 田 宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 萬 政 広

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ユーグレナの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユーグレナ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

2024年 2月 14日

株 式 会 社 ユ ー グ レ ナ

監 査 等 委 員 会 御 中

有限責任監査法人ト ー マ ツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 早 稲 田 宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 萬 政 広

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ユーグレナの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユーグレナ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

2024年 2月 14日

株 式 会 社 ユ ー グ レ ナ

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人ト ー マ ツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 早 稲 田 宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 萬 政 広

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ユーグレナの2023年1月1日から2023年12月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

2024年2月14日

株式会社ユーグレナ
監査等委員会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　早稲田　宏

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　萬　政広

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ユーグレナの2023年1月1日から2023年12月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上